

利用資格

<p>利 用 可 能 な 人</p>	<ul style="list-style-type: none">●市内に居住するおおむね60歳以上の者及びその介護者●市内に居住する身体障がい者、療育、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者●市内に居住する母子家庭の母及び子 (下のお子さんが20歳になるまでご利用できます)
--	---